

空き家登録について

(1) 「空き家登録」とは

- 多様な空き家の利活用を望む空き家の所有者の空き家を登録する制度です。
- 登録した空き家は、「とよなか空き家と人の縁づくり」において、利活用希望者との希望や条件に結びつくよう、次の支援を行います。

- ① **登録情報の一部をホームページ等で発信**
- ② **空き家見学会などのイベントの企画・運営（誰でも参加可能）**
- ③ **希望や条件が概ね合致する利活用希望者がいた場合の所有者への連絡および引き合わせの場のセッティング（必要に応じて担当者が同席）**

(2) 登録することの魅力は

- お持ちの空き家が、豊中市や地域の活性化などに役立つ可能性があります。
- 不動産会社を通じた売買・賃貸募集と並行して「空き家登録」することも可能なため、空き家を活かす選択肢が増えます。

(3) 登録いただける方

- 原則、所有者本人です。
所有者以外の方が登録手続きを行う場合は必ず所有者の同意を得てください。
- また、所有者が複数いる場合は、必ず全員の同意を得てください。

(4) 対象となる空き家（登録条件）

- 多様な利活用を希望する「豊中市内の空き家」。
- 住宅、長屋住宅、共同住宅、寄宿舎などの用途として使用されていたもの。
店舗付き住宅や、空き家の一部の部屋を利活用する場合も対象です。
- 次の空き家は対象外となります。
 - ① シェアハウスやグループホームでの利用を想定する場合を除き、住宅としてのみの利活用を望むもの
 - ② 老朽化等により使用することが危険と判断されるもの
 - ③ 多様な利活用に関して所有者全員の同意を得ていないもの

(5) 登録事項の変更・取下げ

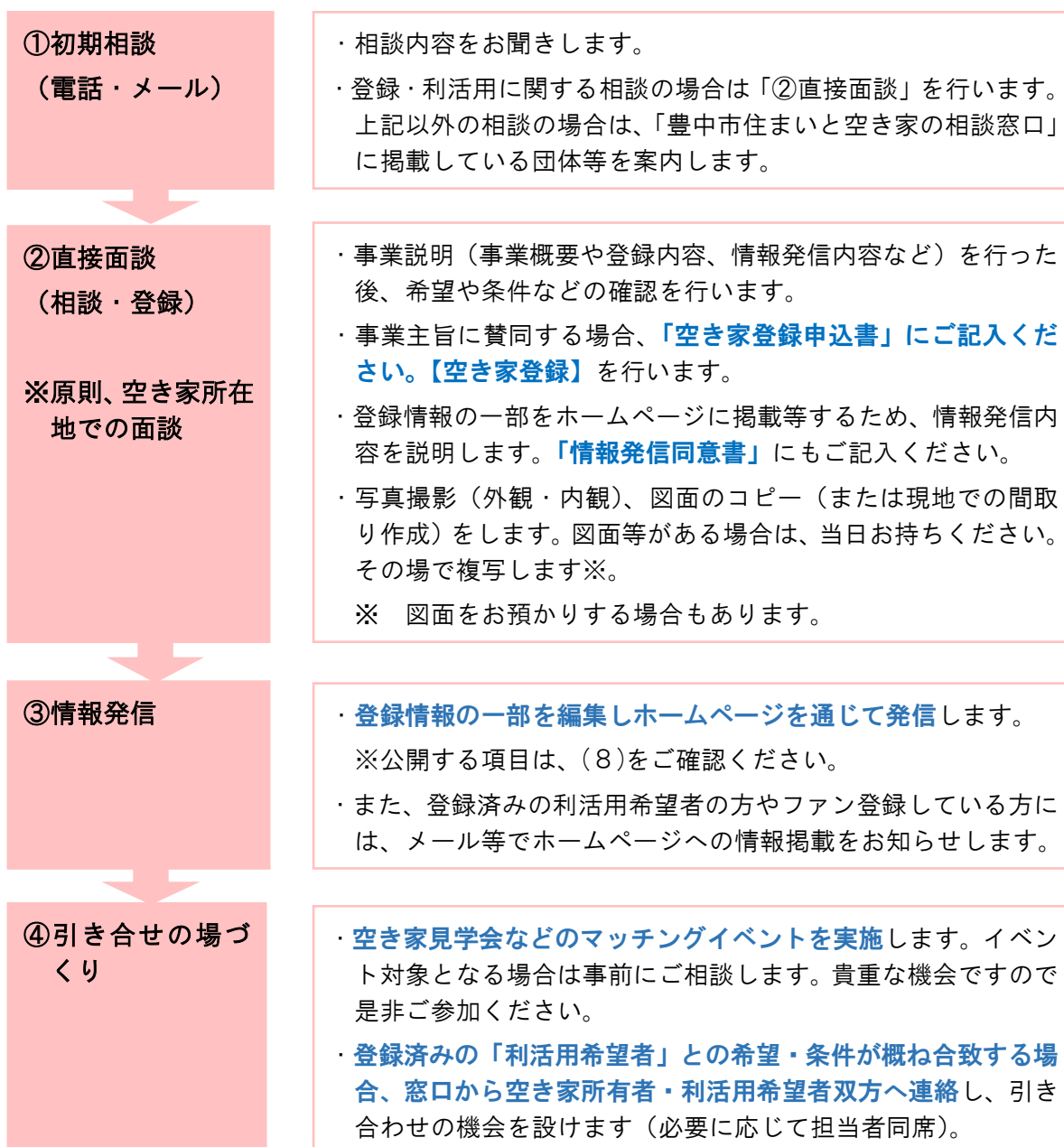
- 登録事項の変更及び登録の取下げは、随時受け付けます。任意様式にてご提出ください。

(6) 登録の取消し

○以下の①～⑥のいずれかに該当した場合、登録取り消しを行うことがあります。

- ① 個人情報の取扱いなど各種関係法令に違反した場合。
- ② 利活用にあたり伝えるべき情報を隠匿した場合（例：雨漏りなど利活用にあたり支障となるもの）。
- ③ 暴力団関係者等反社会勢力である者が含まれていることが判明した場合。
- ④ 申請内容に虚偽記載等があった場合。
- ⑤ 空き家でなくなった場合。
- ⑥ その他これらに類する内容

(7) 相談・登録・マッチング機会までの流れ



(8) 登録する情報

	内 容	情報発信※
基本情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込者名 ・ 連絡先(住所、電話・FAX、メール) ・ 申込者と空き家の関係 ・ 所有者の同意の有無 	—
建物情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家所在地 ・ 小学校区 ・ 建築年 ・ 階数 ・ 建て方 ・ 構造 ・ 敷地面積 ・ 建物面積 ・ 居室 ・ 写真(外観・内観) 	○ 所在地は 町丁目まで
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物権利(単独/複数/法人) ・ 土地権利(建物と同じ/異なる) ・ 住宅設備(浴室・便所・洗面所、エアコン等の有無) ・ 確認済証・検査済証の有無 ・ 耐震診断実施状況 ・ 耐震改修実施状況 ・ 住宅の不具合 ・ 現在の利用状況 ・ 添付書類(地図、写真等) ・ 媒介契約する不動産会社の有無 	—
利活用に関する希望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利活用希望(貸したい/売りたい/寄贈したい等) ・ 希望する利活用テーマ(高齢者支援/子育て支援/地域交流等) ・ 希望する使い方 ・ 希望する相手 ・ 利活用可能部分 ・ 改修の可否 ・ 利活用期間(貸す場合) ・ 希望売却費用・賃料 ・ その他希望・条件(例:管理・片付けを借り主実施、1部屋は物置として所有者が利用、DIY可能など) ・ オーナーメッセージ(自由記入) 	○

※情報発信する内容の一部は、登録する方が選択可能です。

(9) 相談・登録の連絡先

「とよなか 空き家と人の縁づくり」窓口【受付/月～金(祝日除く) 9～17時】

メール：machisoumu@city.toyonaka.osaka.jp

電 話：06-6858-2741 / FAX：06-6854-9534

「とよなか 空き家と人の縁づくり」窓口

豊中市都市計画推進部住宅課

その他の窓口

メール：hope21@tcct.zaq.ne.jp

電 話：06-6858-2742 / FAX：06-6854-9534

「豊中市居住支援協議会」事務局

一般財団法人 豊中市住宅協会

(10) 引き合わせ後について

- 空き家所有者と利活用希望者の引き合わせ後の、家賃等の詳細条件の調整、重要事項説明、不動産仲介・リフォーム契約に関する事務などは、本事業の対象外となります。**

上記のステップに進まれる場合は、**登録空き家の概要や相談内容などをまとめた書面を所有者・利活用希望者にお渡しすることができます。**後々トラブルにならないように、所有者・利活用希望者双方で十分に話し合い詳細条件の調整を行ってください。(専門家を交えて契約手続きなどをおすすめします)

- マッチングが成立した際は、窓口までご一報くださいますようお願いいたします。登録情報から削除、利活用実績としてホームページ等で公開します。また、LIFULL HOME'S 空き家バンク「みんなの空き家！活用 Collectin」への掲載などができます。